

教育行政執行方針



指針の実現に向けた取組を展開してまいります。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、厚岸町教育大綱のほか、関連する法令の趣旨及び令和元年度教育行政執行方針の検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

2点目は、学習指導要領に準拠した学習指導の徹底を図り、児童生徒自らが学習の主体者となり、他者と協調しながら学びを深めていく授業を進めます。

3点目は、家庭学習の習慣化と自
律化です。『目指す具体像』を明確に
し、子ども・保護者・教師が情報共

4点目は、学習内容の習得や理解

に配慮を要する児童生徒への手立てについて、引き続き組織として指導方法の工夫改善に努めます。

【豊かな心の育成】

夢や目標に挑戦する自立心や、人や社会と支え合って生きる協調性など、たくましく、しなやかな人間性

1点目は、特別の教科『道徳』の指導力向上を図ります。自分の考え方の振り返りを容易にする記録化や、そ

れぞれの考え方を共有する場面を効果的に取り入れた授業を行います。

令和2年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行に加え、AIやICTの急速な普及により、社会全体が加速度的に変化する時代を迎えた今、状況を的確に捉え、主体的に考え・判断し、共生・協働の精神で社会に貢献しようとする人材の育成が強く求められています。

このような状況を把握した上で、教育委員会といたしましては、令和2年度からスタートする第6期厚岸町総合計画における教育関連施策及び厚岸町教育大綱に示された4つの

管理課・指導室所管事項

学校教育においては、今年度から小学校において新学習指導要領による教育課程が開始されます。学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安心・安心な教育環境の下、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現できる学校づくりを基本方針として、次の7つの重点に取り組んでまいります。

【確かな学力の育成】

将来の自己実現や社会参加に必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、問題解決力、コミュニケーション能力などを育むことについて申し

2点目は、地域素材（本物）に触れる感動体験を取り入れます。地域のひと・もの・ことを活かした学習活動を行います。

【健康な体の育成】

運動能力や体力、好ましい生活習慣に関する知識を身に付け、健康な体づくりを実践する意欲・態度を育むことについて申し上げます。

【健康な体の育成】

運動能力や体力、好ましい生活習慣に関する知識を身に付け、健康な体づくりを実践する意欲・態度を育むことについて申し上げます。

【健康な体の育成】

運動能力や体力、好ましい生活習慣に関する知識を身に付け、健康な体づくりを実践する意欲・態度を育むことについて申し上げます。

【健康な体の育成】

運動能力や体力、好ましい生活習慣に関する知識を身に付け、健康な体づくりを実践する意欲・態度を育むことについて申し上げます。

